

国際園芸博覧会 ICT インフラ基本設計支援等業務委託
業務説明資料

1 総則

(1) 適用範囲

本業務説明資料は「国際園芸博覧会 ICT インフラ基本設計支援等業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本業務説明資料のほか、2027年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）の委託契約約款及び契約規程を遵守すること。

(3) 件名

国際園芸博覧会 ICT インフラ基本設計支援等業務委託

(4) 履行期限

2025年3月28日（金）

(5) 履行場所

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

2 業務の前提

(1) 業務の背景・目的

国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。神奈川県横浜市における国際園芸博覧会（以下、「本博覧会」という。）は、2027年に旧上瀬谷通信施設において開催することについて、国際園芸家協会（AIPH）から正式承認された。2027年3月開催に向け、協会では、2023年1月10日に「2027年国際園芸博覧会基本計画（以下、「基本計画」という。）」を策定し公表しており、その具体化に向け本博覧会におけるICT活用の検討を進めているところである。本業務では、本博覧会の円滑な運営のため、ICTインフラの基本設計等の支援を行う。

○参考：公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会公式ウェブサイト

<https://expo2027yokohama.or.jp/>

○参考：GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の開催（横浜市HP）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city->

info/seisaku/torikumi/engeihaku/top.html

○参考：旧上瀬谷通信施設地区（横浜市 HP）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri->

[kankyo/toshiseibi/jokyo/kukakuseiri/kamiseya/](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/kukakuseiri/kamiseya/)

○参考：国際園芸博覧会（農林水産省・国土交通省共管）

https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000089.html

（2）協会による施設内ネットワーク整備の対象となる施設数（概算）

	展示施設、催事場、サービス施設等	倉庫、管理事務所等
~100㎡	5	10
101~500㎡	15	10
501~1000㎡	5	5
1001㎡~	5	10

※出展者自らネットワークを整備する施設は含まれない。

※公募時点の情報で今後の検討で変更となる。

（3）留意事項

- ア 受託者は事前に協会と綿密な調整を行い、検討の方向性に齟齬がないことを確認すること。
- イ 関係する他業務との連携を図ること。
- ウ 市場に存在する各種製品や類似サービス等を参照し、可能な限りそれらの組み合わせにより費用対効果の高い内容とすること。特定の企業の製品・サービスに偏ることなく、幅広く情報を収集し比較検討すること。
- エ 受託業務の遂行上、協会の意思決定が必要となる場合は、判断材料を収集し、メリット・デメリット、収入・コスト等を整理し検討した資料を作成すること。
- オ 本業務遂行に必要な完了済みの各種委託業務の成果品や、本業務開始前までの協会内検討資料は、本委託契約締結後に貸与する。
- カ 協会職員が利用しているオフィス IT システムを有効活用し、効率的なシステム運営を目指すものとする。本博覧会は時限的なイベントであるため、クラウドをはじめとする外部リソースを最大限に活用する。

3 業務内容

本委託業務で実施する業務は以下の（1）～（4）とする。

（1）基本設計支援

昨今の博覧会の潮流や ICT の進展を見据えた各基本設計を支援するため、以下の業務を行うこと。実施にあたっては、必要に応じて専門家・企業へのヒアリングを行い、

関係者の参画を求めながら進めるものとする。専門家等の選定や他社参画に係る費用及び謝礼等は、本業務に含むものとする。

ア ICT インフラ基本設計支援

要件定義書等をもとに、以下の項目を対象として ICT インフラの基本設計支援を行う。

- ・有線ネットワーク
- ・無線ネットワーク（公衆無線 LAN、トランシーバー等含む）
- ・ネットワークセキュリティ設備
- ・会場内音声通信設備
- ・会場内の各種情報通信ケーブル
- ・各種サーバ室内設備
- ・MDF・サブ MDF
- ・通信ケーブル用配管

イ 通信端末基本設計支援

要件定義書等をもとに、以下の項目を対象として通信端末の利用について基本設計支援を行う。

- ・PC 関連設備（PC、タブレット、プリンタ、モバイル Wi-Fi ルーター等）
- ・音声通信設備（固定電話、スマートフォン等）
- ・電波利用設備（トランシーバー、ワイヤレスマイク、RFID 等）

ウ サイバーセキュリティ基本設計支援

要件定義書等をもとに、以下の項目を対象としてサイバーセキュリティについて基本設計支援を行う。

- ・ネットワーク構成（VLAN、DMZ 等）
- ・ネットワーク監視・運用
- ・外部攻撃対策

エ 各システムの調達仕様の整理

上記ア～ウを踏まえ調達仕様を整理し、必要に応じ RFI・RFP の作成支援を行う。

オ その他

以下の項目については基本設計の対象ではないものの、これらが問題なく稼働することを踏まえた基本設計とすること。また、必要に応じ専門的知見から助言すること。

- ・警備・消防・防災の対応のため、警察・消防等協会以外が整備するネットワークおよび通信設備
- ・監視カメラ等物理セキュリティ設備
- ・デジタルサイネージ設備
- ・環境センサー設備

- ・デジタルマップ
- ・キャッシュレス決済関連設備
- ・出展者等協会以外が利用する固定通信キャリアサービス
- ・携帯キャリア等によって整備される無線通信サービス（4G/5G）用設備
- ・入場券システム、入退場ゲート
- ・その他本博覧会のために会場内で提供される設備・サービス

（２）参加ガイドラインの検討

公式参加者及び非公式参加者向けに発出する ICT に関する参加ガイドラインについて、特別規則 3～14 号（主に一般サービスに関する条項（10 号））、他博覧会の特別規則及び参加ガイドラインを参考として、計画内容を十分に踏まえた条件整理及び記載内容等の検討を行う。

（３）費用の積算及び推進スケジュール

本委託業務において検討した ICT について、2025 年度から本博覧会終了（撤去含む）までの年度毎の概算費用を算出するとともに、具体的な推進スケジュールを作成すること。

（４）プロジェクト管理

ア 実施計画

委託業務実施計画（業務計画書、工程表、業務体制表等）を契約締結後 14 日以内（休日等を含む）に作成し、協会へ提出すること。工程表に基づく業務の進捗管理を行い、遅れ又は問題が生じた場合は、遅滞なく原因を調査し、所要の改善策を講じること。

イ 打合せ及び議事録

打合せは業務の進捗確認を含め週 1 回程度とするが、その他必要に応じて、協会内の関係部署や、「GREEN×EXPO 創生組織（ラボ）」構成員、有識者等との個別打合せを行うこと。なお、「GREEN×EXPO 創生組織（ラボ）」構成員への謝金は本委託業務から除くものとする。また、打合せの形態は対面や WEB 会議（Teams 等）とし、打合せ後は議事録を作成し提出すること。

ウ 報告書とりまとめ

本委託における検討結果を報告書にとりまとめる。報告書のまとめ方については、協会の指示に従うこととする。

4 技術者の配置について

本業務実施においては、IPA（情報処理推進機構）が認定する下記資格または同等資格

の保持者を配置し資格者リストを提出すること。

- ・ PM (プロジェクトマネージャー)
- ・ NW (ネットワークスペシャリスト)
- ・ SC (情報処理安全確保支援士)

5 成果品

- (1) 報告書：A4判・ドッジファイル製本3部
- (2) 報告書及び調査で作成した資料の電子データ (CD-R または DVD-R 格納)
(Microsoft Office により編集可能なデータも併せて格納すること。)
- (3) その他、調査・検討過程の資料で協会が必要と認めるもの

6 参考資料等

- (1) 上位構想、既往計画等
 - ア 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案 (2018年3月)
 - イ 2027年国際園芸博覧会日本国横浜市申請書 (2019年7月)
 - ウ 国際園芸博覧会検討会報告書 (2020年2月)
 - エ 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画 (2020年3月)
 - オ 横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書 (2021年5月)
 - カ (仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本計画 (原案) (2021年6月)
 - キ 2027年国際園芸博覧会協会基本計画 (2023年1月)
 - ク 国際園芸博覧会 ICT 要件定義支援業務委託 (2024年3月)
 - (2) 関係規則等
 - ア 2027年国際園芸博覧会 一般規則、参加契約書、特別規則各号
 - イ AIPH 規則 (AIPH Regulations for Category A1 World Horticultural Exhibitions)
 - ウ 過去に開催した並びに近年開催予定の国際園芸博覧会、国際博覧会関係規則
 - ・ General Regulations of the International Horticultural Expo 「Expo 2022 Floriade Almere, The Netherlands」、Special Regulations
 - ・ General Regulations of the International Horticultural Exhibition ‘Expo 2023 Doha, Qatar’、Special Regulations
 - ・ 大阪・関西万博の一般規則・特別規則
 - ・ その他 国際園芸博覧会・関係規則等
- なお、規則関係の更新に注意すること。

7 その他

- (1) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、協会に発生原因及び経過等を速やかに報告し、協会の指示に従うものとする。
- (2) 受託者は、常に協会と密接に連携を図り、協会の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければならない。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり、協会等が発注する他の業務等と関連する内容については、他の業務の受託者等と連携して行うこと。
- (4) 受託者が協会の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償すること。
- (5) 業務説明資料に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ協会と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- (6) 受託者は、「持続可能性に関する特記事項」に基づき、「持続可能性に配慮した調達コード」を遵守することとする。
https://expo2027yokohama.or.jp/news/news_20240118/
- (7) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出することとする。
- (8) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守することとする。
- (9) 成果品については、協会に帰属するものとする。
- (10) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、協会の許可なく使用することのないように、適切に管理することとする。